

# 第24回經濟財政諮問會議（平成25年11月29日） 新藤總務大臣提出資料（抜粋）等



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

平成25年12月17日

総務省自治財政局公営企業課

# 新藤大臣提出資料(抜粋)

## アプローチ 2 歳出改革②

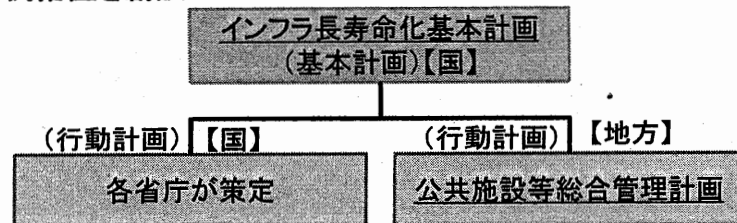
地方公会計の整備により、財政運営の透明化・効率化を図る

- 地方公会計の更なる推進に向け、以下の取組を実施
  - ・今年度中を目途に新たな財務書類の作成基準や固定資産台帳整備指針等を取りまとめ
  - ・各種マニュアルを整備し、新たな基準による財務書類の整備を要請

公共施設等の総合的な管理により、老朽化対策等を推進

- 公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するため、以下の取組を実施

- ①「公共施設等総合管理計画」の策定要請  
地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に地域の实情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画の策定を要請
- ②計画策定に対する支援
  - ・人口動向や財政・施設の状況等の実情を踏まえ、かつ、全施設類型にわたる横串の計画となるよう、留意事項等を助言
  - ・計画策定に要する経費について、地方財政措置
  - ・計画に基づく施設の解体撤去事業等への地方債の充当を認める特例措置を創設



※国のインフラ長寿命化計画(行動計画)と一体のものとして策定

公営企業・第三セクター等の経営健全化の取組を推進

- 第三セクター等の改革を加速するため、経営健全化の手順や留意点等についての新たなガイドラインを策定(平成26年度)。
- 下水道について、最適な処理施設の選択や民間委託等の効率的な事業運営を推進。地域医療ビジョンの策定と合わせ、総務省において新たな公立病院改革ガイドラインを策定(平成26年度目途)。

## アプローチ 3 頑張る地方の支援

地域経済の活性化に資する地方交付税の算定

- 地方交付税において、従来 of 算定に加えて新たに、地域経済の活性化に資する算定を行うこととし、頑張る地方を息長く支援するため一定程度の期間継続
- 算定に当たり、行革努力の取組と地域経済活性化の成果の2つの観点から、適切な指標を設定
- 平成26年度の交付税算定から反映

指標のイメージ

(i) 行革努力の取組に着目した算定

- ・歳出決算の削減率
- ・人件費削減の取組(給与水準、職員数)

(ii) 地域経済活性化の成果に着目した算定

- ・製造品出荷額
- ・農業産出額
- ・小売業年間商品販売額
- ・事業所数 等

## 有識者議員提出資料(抜粋)

特別枠(平成 25 年度 1.5 兆円)については、経済再生の進捗に合わせて早期に削減するとともに、交付税の別枠加算(同 1.2 兆円)については、速やかに通常ルール(現状国負担から国・地方折半負担)に戻すべき。

- 頑張る地方を応援するための交付税の算定に当たっては、行革努力に着目する際には、社会資本マネジメントによる効率化の程度や PPP/PFI の事業規模を新たに勘案すべき。地域活性化努力に着目する際には、地域の自主性を重視する観点から、努力を評価するための全国的かつ経年的に比較可能な客観的指標(単独又は組合せ)を地方が選定できる仕組みとすべき。
- 公共施設等の除却等のための地方債の発行に当たっては、自治体が施設総量目標や工程表などを明らかにすることを要件とするよう、国はガイドラインを設定すべき。

### (2) 税源偏在の是正等

地方税制は、税収の偏在性と変動が小さい安定した体系を原則とし、その上でなお存在する自治体間の財源不均衡の調整は地方交付税で対応することが本筋。

しかしながら、現状は、地方法人税を中心とする税源の偏在が生じており、交付税に大きく依存する歳入構造(不交付団体数 48/1742)となっており、あるべき税制から乖離している。法人実効税率の在り方の検討の中でも、課税ベースを含め、地方法人税の在り方を見直すことが必要である。

- こうした現状に加え、来年 4 月からの地方消費税率の引上げにより、財政力格差は拡大する。景気回復による地方法人税収の拡大も見据え、課税ベースの拡大を含め、交付・不交付団体間の財政力格差を調整する仕組みの導入が不可欠。
- 頑張る地方を支えるためには、将来的に地方税の充実により、地方交付税への依存体質から脱却し、自治体が受益と負担を実感できるようにすることが必要。その際、偏在性の少ない形での地方税体系の構築や課税自主権の拡大が重要。人口減少と過疎化の進展の下、ナショナルミニマムの在り方を含め、これまでの財政調整・財源保障の仕組みを抜本的に検討すべき。

### (3) 公営企業・第三セクター等の抜本改革、地方公会計・固定資産台帳の整備促進

第三セクターや地方三公社等の存廃を含めた抜本的改革の取組が今年度末で終了するが、現時点で取組方針すら定まっていないものが全体の 4 割を占めるほか、地方公営企業のうち、下水道・病院は一般会計等からの多額の繰入金に依存しており、更なる改革を進めることが不可欠。また、企業会計原則による地方公会計の整備は経営改革の基礎インフラであり、早期導入に向けた取組を促進すべき。

- 第三セクター等の改革が遅れているものについて、総務省が全体評価し、その実情を明らかにするなど、ガバナンスの強化・徹底を図るべき。また、方針未決定の自治体を中心に、出口(清算、民営化、債務処理等)とそれに伴う対応方針・工程表を早期に明確化するよう、平成 26 年度中にガイドラインを策定すべき。
- 社会資本マネジメント、PPP/PFI の展開には固定資産台帳や地方公会計の整備が必要であるが、進捗が遅れている。自治体の取組の参考となるマニュアルを来年度中に整備するほか、目標年次を示した工程表を策定し、実行を促すべき。